

第 3 5 回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成 2 9 年 4 月 2 8 日 (金) 午後 2 時 0 0 分より
於：島原市有明総合文化会館 2 階 多目的ホール 1

第35回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成29年4月28日(金) 14時00分
2. 閉会時間 平成29年4月28日(金) 14時36分
3. 開催場所 島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1
4. 出席委員者の数 28名
5. 欠席委員者の数 2名
6. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条第1項(耕作権設定)の規定による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
 - 第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
 - 第6号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について
7. 報告事項
 - 報告第1号 合意解約通知書について
 - 報告第2号 使用貸借解約通知書について
 - 報告第3号 農業用施設届について

午後2時00分開始

議長

皆さんこんにちは、総会前に4月の人事異動で事務局職員の異動がありましたので、自己紹介をさせます。

(職員自己紹介：次長、係長)

議長

次に、報告事項がありますので、事務局より報告させます。

事務局

農業委員の退任について報告します。

長崎県南農業共済組合から推薦されていた・・・・・・委員が平成29年4月22日付けで共済組合の理事を退任されたため、農業委員も退任することになります。

本来なら後任を共済組合から推薦していただくのですが、平成28年4月1日施行の農業委員会等に関する法律の一部改正により、施行日以降に退任された場合は、後任の補充ができないこととなっております。

以上で、報告を終わります。

議長

只今より、第35回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・・番・・・・・・委員、・・番・・・・・・委員は所要の為、欠席との連絡がっております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則 第14条第2項の規定により、議長が指名することになっており、・・番・・・・・・委員、・・番・・・・・・委員を指名します。

議長

第1号議案 農地法第3条（耕作権設定）の規定による許可申請の1番及び2番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条（耕作権設定）の規定による許可申請の1番及び2番について説明します。

1番の使用貸人は、・・・・・・さんの相続人である・・の・・・・・・さん、使用借人は、・・の

.....さんです。

畑2筆2, 478平方メートルを使用貸借するための申請です。

取得後の耕作面積は5, 628平方メートルで、農機具は、トラクター1台、管理機1台、トラック1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

2番の使用貸人は、.....さんの相続人である.....さん、使用借人は、.....さんです。

田1筆801平方メートル、畑1筆880平方メートルを使用貸借するための申請です。

取得後の耕作面積は7, 309平方メートルで、農機具は、トラクター1台、管理機1台、トラック1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

なお、1番と2番の使用借人が同一人のため、現地調査の結果並びに補足説明は、まとめて報告をお願いします。 ・番 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の1番及び2番について報告します。

1番及び2番の使用借人は、兼業農家で15年の農作業暦があります。

水稻、ブルーベリーを作付し、通作距離は車で10分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より説明がありましたが、第1号議案の1番及び2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条(耕作権設定)の規定による許可申請の1番及び2番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請1番及び2番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請の1番及び2番について説明します。

1番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。

畑1筆525平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は33,552平方メートルで、農機具は、トラクター1台、防除機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

2番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。

畑1筆64平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は13,993平方メートルで、農機具は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、トラック1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1番について、・・・番 ・・・ 委員。

現地調査員

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、兼業農家で25年の農作業歴があります。

妻と子の3人で農業を営んでおり、水稻、ニンジン、ハクサイ、レタス、オリーブを作付し、通作距離は自宅より300メートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

次に、2番について、・・・番 ・・・ 委員。

現地調査員

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の譲受人は、農家で38年の農作業歴があります。

妻、父、母の4人で農業を営んでおり、水稻、ニンジン、ほうれん草、スイートコーンを作付し、通作距離は自宅より130メートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第2号議案の1番及び2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番及び2番は許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請の1番及び2番は許可することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の申請人は……の……さんで、申請地1, 774平方メートルに、鉄骨造り平屋建て堆肥舎を建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地となっております。本来であれば農地転用は不許可になりますが、農業用施設用地への軽微な変更が行われているため、農地法第5条第2項の農地転用の不許可の例外に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

…番 …… 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は……の一角にあり、北側及び東側は申請者の農地、西側は農地、南側は道路となっております。

雨水は自然流下するというので、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

只今、説明がありました。第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請1番については許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番について説明します。

1番の譲渡人は……の……さんと、……の……さん、譲受人は……の……さんで、申請地549平方メートルを譲り受け、木造2階建て住宅、木造平屋建て物置及び車庫を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

…番 …… 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は……の一角にあり、北側は道路、東側は宅地、南側は農地、西側は譲渡人の

農地となっております。

雨水は溜桝を經由して道路側溝へ放流、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番について、ご意見等ありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等ありませんので、第4号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番について説明します。

2番の譲渡人は.....の.....さん、譲受人は.....
.....
.....さんで、申請地1, 695平方メートルと.....番、山林130平方メートル、.....番、
墓地82平方メートルを譲り受け、宅地を6区画造成し分譲販売したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

.....番 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の申請地は・・・・・・の一角にあり、北側は農地及び宅地、東側は道路を挟んで宅地及び墓地、南側は道路、西側は農地及び火葬場となっております。

雨水は敷地内側溝を経由して道路側溝へ放流、汚水及び生活雑排水は分譲販売後に合併浄化槽設置が計画されており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請3番について説明します。

3番の譲渡人は・・・・・・の・・・・・・さん、譲受人は・・の・・・・・・さん、申請地343.33平方メートルを譲り受け、木造平屋建て住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・番・・・・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の申請地は・・・の一角にあり、北側、南側及び西側は宅地、東側は道路となっております。雨水は自然流下で道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請3番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請4番について説明します。

4番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さん、申請地255平方メートルを譲り受け、木造2階建て貸家住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、・・・から概ね300m以内にあることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番　・・・・・・　委員

現地調査員

第4号議案　農地法第5条の規定による許可申請の4番について報告します。

4番の申請地は・・・の一角にあり、北側、東側及び南側は譲渡人の農地、西側は農地となっております。

雨水は敷地内側溝を経由して道路側溝へ放流、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今、説明がありました。第4号議案　農地法第5条の規定による許可申請4番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案　農地法第5条の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案　農地法第5条の規定による許可申請の5番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案　農地法第5条の規定による許可申請5番について説明します。

5番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さん、申請地78平方メートルを譲り受け、案内看板を設置したいとの申請です。

申請地は、・・・から概ね300m以内にあることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番　・・・・・・　委員

現地調査員

第4号議案　農地法第5条の規定による許可申請の5番について報告します。

5番の申請地は・・・の一角にあり、北側、東側及び南側は農地、西側は道路となっております。

雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案　農地法第5条の規定による許可申請5番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の5番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案　農地法第5条の規定による許可申請の5番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集5ページから10ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定　10件　64筆　45,604.83㎡

耕作権の再設定　　5件　18筆　14,232.00㎡

合　計　　15件　82筆　59,836.83㎡

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集11ページから12ページに記載のとおりで、9件 15筆 12,556.00㎡です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案 農用地利用集積計画(案)を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)は承認することに決定します。

議長

次に、第6号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について説明いたします。

この議案は、今日の総会で先程承認をいただきました長崎県農業振興公社に貸借する分の8筆5,095.83平方メートル分について、島原市より「農用地利用配分計画(案)」の意見聴取の依頼がありました。

議案集の13ページをご覧ください。

1番から7番までの農地の受け手は・・・の・・・さんで、賃貸借後の耕作面積は24,424平方メートル、農機具はトラクター2台、トラック3台、人参収穫機1台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は4名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

次に8番の農地の受け手は、・・・の・・・さんで、賃貸借後の耕作面積は5,984平方メートル、農機具はトラクター2台、トラック2台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は1名で、

主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第6号議案は問題なしということで市に回答することに決定します。

議長

次に、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、合意解約通知書について報告します。

議案集14ページに記載のとおりで、4件 13筆 7,734.00平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集15ページに記載のとおりで、2件 4筆 3,798.00平方メートルの届けがありました。

次に、報告第3号、農業用施設届については、同じく議案集15ページに記載のとおりで、1件 1筆 26.00平方メートルの届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見、ご質問等がないようですので、以上で第35回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第35回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後2時36分